

映像作品の二次利用について（改定案）

1. 申込手続

「映像使用申込書」に必要事項を記入の上、お申し込みください。

2. 対象映像

対象映像で、次のいずれにも該当しないもの。

- ①音声（ナレーション、音楽）の入っている部分
- ②肖像権使用の許可がとれていない部分

なお、タレント等が出演している部分は、申込者が直接タレント等の承諾を得てください。

3. 使用料金

・使用料金として、①基本料金、②複写料金、③映像素材使用料金をいただきます。（なお、消費税が別途加算されます。）また、その他必要経費（送料、DVD代等）は、申込者において負担していただきます。

①基本料金 1件につき 20,000. -

- ・試写のみで映像を使用しなかった場合も、基本料金はいただきます。
- ・1作品で使用目的が異なっても、1件にまとめて申請・報告した場合は、1件として扱います。ただし、先にある目的で申請した作品を、後日あらためて別の目的で申請する場合は、申請毎に基本料金をいただきます。

②複写料金

複写する時間	金額
30分未満	¥ 8,500. -
30分以上 60分未満	¥ 11,000. -
60分以上 90分未満	¥ 15,000. -
90分以上120分未満	¥ 20,000. -
120分以上	¥ 4,000. -
※30分増すごとに2万円に加算	

③映像素材使用料金

使用した時間	1秒あたりの単価
20秒以下の部分	¥ 2,000. -
21秒以上40秒以下の部分	¥ 1,000. -
41秒以上の部分	¥ 500. -

- ・50秒使用すると、20秒×2,000円+20秒×1,000円+10秒×500円=65,000円。

- ・使用料金は、「映像使用報告書」の記載に基づいて請求します。
- ・1作品1目的毎に使用料金をいただきます。（別紙「使用料金について」をご参照ください。）
- ・「映像使用報告書」が、提出予定日から30日を経過しても提出されない場合は、「映像使用申込書」記載の使用秒数に基づき請求いたします。

- ・請求金額は、当館の指定する口座へお振込みください、

4. 注意事項

- ・映像使用に当たっては、当館において映像を閲覧し、使用部分を指定していただきます。
- ・映像の引き渡しには複写作業のため、約14日間かかります。
- ・映像は、「映像使用申込書」記載内容以外は使用できません。
- ・再複製、又は第三者への貸与は一切できません。
- ・お渡しした映像素材は、目的の作業終了後ただちに返却してください。
- ・公開時には、映像の名称と、映像が「公益財団法人東京都歴史文化財団 東京都江戸東京博物館」提供であることを明示してください。
- ・「映像使用報告書」は、完成台本、カット表、製作した作品または番組のDVDとともに提出してください。
- ・上記、注意事項に従わなかった場合は、次回以降の利用をお断りいたします。

公益財団法人東京都歴史文化財団 東京都江戸東京博物館

〒130-0015 東京都墨田区横網1-4-1

事業企画課 資料係

TEL 03-3626-9916 FAX 03-3626-8001